

令和7年度 スタートアップアドバイザー事業 実施要項 (アドバイザーボード)

1 支援内容

急成長を目指す区内スタートアップの相談内容に応じて、スタートアップアドバイザーによるメンタリング（個別相談）を行います。スタートアップアドバイザー（以下、「アドバイザー」という。）は、ベンチャーキャピタリスト、スタートアップ経営者など、様々な分野の知見とネットワークを有するメンターから構成し、スタートアップが抱える課題に応じて、適切なアドバイスをを行います。

※スタートアップとは、革新的なアイデアや独自性で新たな価値を生み出し社会にインパクトを与える急成長を目指す企業を指します。

2 申請（支援）期間

（1）申請期間

令和8年2月27日（金）まで

※予算額に達した場合、募集を終了します。

※支援期間は令和8年3月31日まで

（2）支援回数

アドバイザーによるアドバイスの回数は、1企業あたり最大5回まで

（相談内容・申請件数を考慮し、予算の範囲内で支援回数を決定します）

3 支援対象者

（1）原則として、創業後概ね10年未満の区内製造事業者または情報通信業者（*）のうち、下記いずれかに該当するスタートアップ（法人または個人）。

①事業（製品・サービス）を既に有しており、拡大する段階（シード～アーリー期）のスタートアップ

②IPO（新規株式公開）やM&Aなどに向けて事業成長を目指す段階（ミドル～レイター期）のスタートアップ

（2）五反田バレーアクセラレーションプログラム採択企業

※令和5年度以前の採択企業については、品川区に登録していること。

※ただし、下記の事項のいずれかに該当する場合は、申請できません。

（ア）みなし大企業。なお、みなし大企業とは次に掲げる要件のいずれかに該当する企業をいう。

①一つの大企業（中小企業以外の者）が発行済み株式総数または出資総額の1/2以上を単独に所有または出資している企業。

②複数の大企業が発行済み株式総数または出資総額の2/3以上を所有または出資している企業。

③役員の半数以上を大企業の役員または職員が兼務している企業。

④その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合。

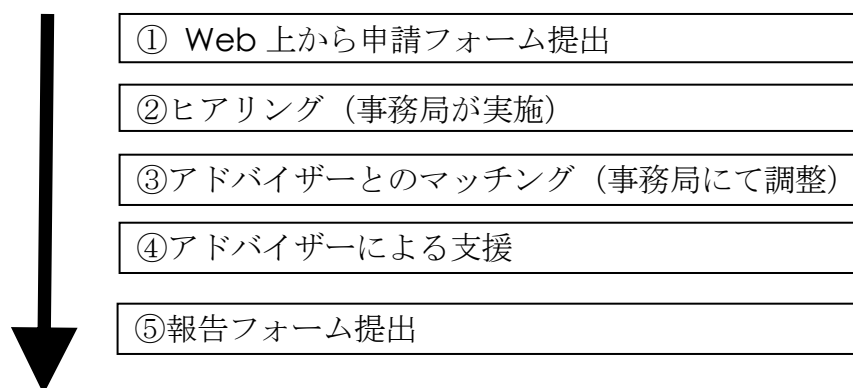
- (イ) 法人事業税および法人都民税（個人事業者にあつては個人事業税・住民税）を滞納している場合。
- (ウ) 品川区に対する使用料等の債務の支払を滞納している場合。
- (エ) 民事再生法または会社更生法による申立て等、事業の継続について不確実な状況である場合。
- (オ) 品川区暴力団排除条例に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する場合。

（＊日本標準産業分類のうち、大分類において製造業あるいは情報通信業に該当することを指します。）

4 相談分野

- ①資金調達 ②人材確保 ③事業計画のブラッシュアップ ④組織体制の確立
- ⑤広報・ブランディング ⑥社内ガバナンス整備 ⑦営業・マーケティング戦略
- ⑧IPO 準備/EXIT 戦略 ⑨知的財産戦略 ⑩アライアンス戦略
- ⑪製品・サービスの開発戦略 など

5 アドバイザー利用の流れ



（１）Web 上から申請フォームを提出

品川スタートアップナビ (<https://shinagawa-ism.com>) 内の本事業紹介ページの申込フォームからお申込みください。

※品川スタートアップナビとは、ベンチャー・スタートアップのほか、これから起業を目指す方などに対して情報を発信するオウンドメディアです。

（２）ヒアリング

アドバイザーとのマッチングのため、事務局（委託事業者）によるヒアリングを実施します。

ヒアリングでは、現在抱えている課題や状況についてお伺いします。

※初回については、電話あるいはWeb 会議等でヒアリングします。

※２回目以降の申し込みについては、相談内容に変更が無いメール等で確認します。相談内容に変更がある場合は、再度ヒアリングを実施します。

※相談内容によっては、アドバイザーをご紹介できない場合があるほか、
他の支援事業（ビジネス・カタリスト派遣事業等）をご紹介する場合があります。

（3）アドバイザーのマッチング

申込内容やヒアリングの内容をもとに最適なアドバイザーをご紹介します。

※アドバイザーの指定はできません。

（2回目以降の申込みにおいて、相談内容が同一で、同一のアドバイザーへの相談を希望する場合は指定可能です。ただし、必ずしも指定されたアドバイザーが対応可能とは限りません。）

※相談内容によってはマッチングが不成立の場合もあります。

（4）アドバイザーによる支援

マッチング成立後、オンラインまたは対面にて適切なアドバイスを実施します。

※事務局および品川区職員が同席させていただく場合があります。

（5）報告書を提出

相談が終了しましたら、所定の報告書の提出をお願いします。

6 その他

（1）アドバイザーはスタートアップの意思決定に対するアドバイスをを行うものであり、業務の代行は致しません。

（2）特許・実用新案、企業秘密やノウハウなどの情報の法的保護については、相談者の責任において対策を講じた上で、ご相談ください。

※区、委託事業者、およびアドバイザーは秘密保持契約（NDA）等の契約は締結しません。

（3）最終的な判断や行動等に起因する事故、損失等の不利益に対して、区、委託事業者、およびアドバイザーは一切の責任を負いません。

（4）支援開始後においても、申請書類への虚偽の記載、「支援対象者」の要件に該当しない等の事実が判明した場合は、支援を取り消す場合があります。

（5）「支援対象者」の要件確認のため、履歴事項全部証明書や納税証明書等の書類の提出をお願いする場合があります。

7 問い合わせ

【運営委託事業者】 ※利用相談、申請内容等の事業全般について

株式会社キャンパスクリエイト オープンイノベーション推進部

E-Mail : open-innovation@campuscreate.com

TEL : 042-490-5728

【品川区担当部署】

品川区・地域産業振興課 創業・スタートアップ支援係

TEL : 03-5498-6351